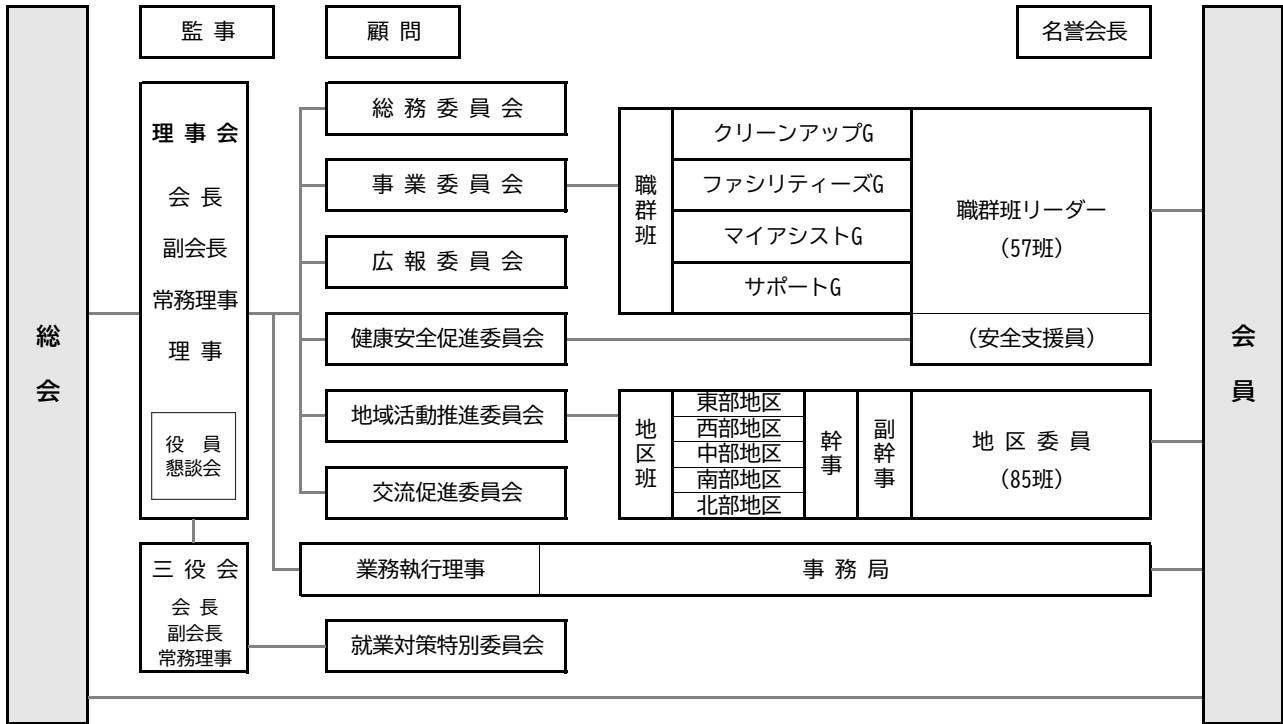


# 資 料 編



調布市シルバー人材センター 組織体制図

令和8年4月現在



○役員(理事・監事)、顧問、名誉会長

(令和8年4月1日現在)

1	会長	名取 訓
2	副会長	大澤 啓子
3	常務理事	田波 利明
4	理事	岸本 俊一
5		田村 幸一
6		津野 淳彦
7		津野 三千代
8		中村 昭子
9		新津 敏男
10		土方 裕之
11		三木 教義
12		米田 克巳
13	(外部)	大槻 昌美

1	監事	川辺 修
2	監事 (外部)	橋本ゆかり

1	顧問	永谷 誠
---	----	------

1	名誉会長	長友 貴樹
---	------	-------

○委員会委員 ◎理事

(令和8年4月1日現在)

委員会名	委員長	副委員長	委員				
総務委員会	◎津野 淳彦	◎土方 裕之	大久保 慎司	中尾 元一	波床 尚規	森本 祐幸	
事業委員会	◎三木 教義	◎米田 克巳	荒木 一郎	印 貢 辰 巳	熊谷 和夫	増田 睦子	松本 千枝子
広報委員会	◎岸本 俊一	◎津野 三千代	石動 純子	古田 真理子	村岡 隆雄		
健康安全促進委員会	◎新津 敏男	◎田村 幸一	蒲谷 繁夫	北野 哲男	田中 ミヨ子	山内 みえ子	
地域活動推進委員会	◎名取 訓	◎中村 昭子	鶴飼 喜美子	岸 秀 則	高井 一良	沼保 敏邦	幸 栄 一
交流促進委員会	◎大澤 啓子	鶴飼 喜美子	上村 千恵子	天明 秀一	新美 裕子	結城 展子	

調布市人口の推移(令和4年度～令和8年度)

各年度4月1日 (単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調布市人口	238,394	238,952	239,247	239,726	242,841
60歳以上	64,175	65,025	66,114	67,299	68,871

調布市シルバー人材センター会員数の推移(令和3年度～令和7年度)

各年度3月31日 (単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会員数	1,672(100.0%)	1,714(100.0%)	1,741(100.0%)	1,769(100.0%)	1,807(100.0%)
平均年齢	75.0歳	75.1歳	75.4歳	75.6歳	75.8歳
男性(男女比)	1,020(61.0%)	1,030(60.1%)	1,036(59.5%)	1,051(59.4%)	1,067(59.0%)
平均年齢	75.5歳	75.6歳	75.8歳	76.0歳	76.2歳
女性(男女比)	650(38.9%)	684(39.9%)	705(40.5%)	718(40.6%)	740(41.0%)
平均年齢	74.2歳	74.4歳	74.8歳	75.1歳	75.1歳
加入率(%)	2.61	2.64	2.63	2.63	2.62

就業会員数・就業率の推移(令和3年度～令和7年度)

各年度3月31日 (単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
就業会員数(就業率)	1,232(73.7%)	1,239(72.3%)	1,252(71.9%)	1,297(73.3%)	1,326(73.4%)
男性(就業率)	744(72.8%)	734(71.3%)	746(72.0%)	756(71.9%)	764(71.6%)
女性(就業率)	488(75.0%)	505(73.8%)	506(71.7%)	541(75.3%)	562(75.9%)

在会期間別会員数 \*令和8年3月31日現在

(単位:人)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	合計
全体	243	201	329	237	193	151	453	1,807
男性	126	91	189	125	125	103	289	1,067
女性	117	91	140	112	68	48	164	740

年齢別 新入会・退会会員数(令和7年度)

\*( )内は前年度と比較した増減数

(単位:人)

		60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上	合計
全体	入会	30 (±0)	84 (+5)	60 (▲8)	63 (+7)	19 (▲3)	256(+1)
	退会	8 (+3)	21 (▲10)	34 (▲10)	83 (+17)	72 (▲9)	218(▲9)
男性	入会	14 (▲2)	44 (+6)	31 (▲5)	28 (+1)	12 (▲2)	129(▲2)
	退会	6 (+5)	11 (+1)	14 (▲5)	38 (+6)	44 (▲10)	113(▲3)
女性	入会	16 (+2)	40 (▲1)	29 (▲3)	35 (+6)	8 (▲1)	127(+3)
	退会	2 (▲2)	10 (▲11)	20 (▲5)	45 (+11)	28 (+1)	105(▲6)

\*新入会員平均年齢71.5歳(男71.5歳、女71.4歳)、退会会員平均年齢77.7歳(男78.0歳、女77.5歳)

請負事業6年間実績(令和2年度～令和7年度)

(単位:件・円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受託件数		9,236	9,882	10,128	10,034	8,941	7,929
就業人員	延実人員	24,882	27,233	27,706	27,164	25,339	23,579
	延日人員	133,120	137,272	140,984	140,786	135,716	125,481
契約金額	配分金	542,802,846	551,039,889	563,934,955	566,748,914	557,666,060	530,190,886
	材料費	8,347,337	8,744,735	9,198,687	9,523,261	8,034,883	7,057,431
	事務費	60,777,177	62,625,618	63,419,864	67,009,555	73,177,569	78,897,882
	合計	611,927,360	622,410,242	636,553,506	643,281,730	638,878,512	616,146,199

派遣事業6年間実績(令和2年度～令和7年度)

(単位:件・円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受託件数		87	100	99	99	104	112
就業人員	延実人員	104	129	131	139	176	157
	延日人員	11,244	13,720	14,009	15,715	18,389	17,679
契約金額	賃金	41,649,282	48,255,444	48,850,398	58,561,772	76,345,339	80,016,171
	調布派遣手数料	6,031,090	6,982,924	7,187,632	8,800,158	11,351,422	12,040,316
	しごと財団手数料等	5,440,061	6,156,561	7,154,332	7,981,137	10,150,167	10,607,042
	合計	53,120,433	61,394,929	63,192,362	75,343,067	97,846,928	102,663,529

請負・派遣事業 契約額合計の6年間実績推移(令和2年度～令和7年度)

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
請負事業	611,927,360	622,410,242	636,553,506	643,281,730	638,878,512	616,146,199
派遣事業	53,120,433	61,394,929	63,192,362	75,343,067	97,846,928	102,663,529
合計	665,047,793	683,805,171	699,745,868	718,624,797	736,725,440	718,809,728

配分金・賃金 6年間推移(令和2年度～令和7年度)







(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配分金 (請負事業)	542,802,846	551,039,889	563,934,955	566,748,914	557,666,060	530,190,886
賃金 (派遣事業)	41,649,282	48,255,444	48,850,398	58,561,772	76,345,339	80,016,171
合計	584,452,128	599,295,333	612,785,353	625,310,686	634,011,399	610,207,057
就業実人員(人)	1,202	1,232	1,239	1,252	1,297	1,326
就業率(%)	73.5	73.7	72.3	72.0	73.3	73.4

スケジュール表

4月






令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
			会報誌 「働くよろこび」 発行 10:00~15:00 Lカフェ 		10:00 出張刃物研ぎ (プリリア調布国領)	
5	6	7	8	9	10	11
	14:00 第1回 総務委員会			9:30 入会説明会	10:00 第1回 地域活動 推進委員会	
12	13	14	15	16	17	18
8:00 多摩川 クリーン作戦 		14:00 第1回 健康安全 促進委員会	配分金支払日	9:30 新入会員研修会	 10:00 国領駅前 クリーン作戦 (中部地区主催) 13:00 第1回 理事会 14:30 設立50周年記念 事業実行委員会	
19	20	21	22	23	24	25
		10:00 全地区委員会  14:00 第1回 広報委員会	10:00 第1回 交流促進 委員会	14:00 第1回 事業委員会	14:00 職群班 リーダー会議 	10:00 緑と花の祭典 (トリエB館南側)
26	27	28	29	30	1	2
10:00 緑と花の祭典 (トリエB館南側)	9:00 ポッチャ体験会 (会員交流イベント) 10:00~16:00 安全運転研修	10:00~16:00 安全運転研修	昭和の日	 13:30 自転車交通安全 教室 (スケアード ストレイト方式) 調布中学校		

スケジュール表

5月

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
28	27	28	29 昭和の日	30	1 10:00~15:00 Lカフェ 	2
3 憲法記念日	4 みどりの日 10:00~16:00 トリプル成人式 (出展)	5 こどもの日	6 振替休日	7	8 10:00 第2回 地域活動 推進委員会	9
10	11 14:00 第2回 総務委員会	12	13	14 7:30 飛田給駅前 クリーン作戦  9:30 入会説明会	15	16
17	18 15:00 熱中症予防研修 「暑熱順化 スタート講座」 	19 14:00 第2回 広報委員会	20 配分金支払日 14:00 第2回 健康安全 促進委員会	21 9:30 新入会員研修会 10:00 高齢者向け 就労セミナー (ハローワーク 府中主催) 13:30 新入会員研修会	22 8:30 調布駅前 クリーン作戦  14:00 第2回 理事会	23
24	25	26	27 10:00 第2回 交流促進 委員会 14:00 自転車 シミュレーション 研修 	28	29 14:00 第2回 事業委員会	30

スケジュール表

6月

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
31	1 10:00~15:00 Lカフェ ☕ 11:00 武蔵府中 青色申告会 連携協定締結式	2	3	4	5	6
7	8 14:00 第3回 総務委員会	9 14:00 第3回 広報委員会	10 13:30 第3回 健康安全 促進委員会	11 9:30 入会説明会	12 10:00 第3回 地域活動 推進委員会	13
14	15 配分金支払日	16 14:00 第4回 広報委員会	17 9:30 新入会員研修会	18 13:30 第77回定時総会・ 会員表彰式 終了後、 第3回 理事会	19	20 サークル 「季節の花を 愛でる会」 ～隅田公園・ 浅草寺 あじさい散策～
21	22	23 13:30 調布FMラジオ 「午後のカフェ テラス」 出演	24 10:00 第3回 交流促進 委員会	25	26 14:00 第3回 事業委員会	27
28	29	30	1	2	3	4

スケジュール表

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。


第1回安全就業強化月間						7月
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1 10:00~15:00 Lカフェ ☕	2	3	4
5	6 14:00 第4回 総務委員会	7	8	9 9:30 入会説明会	10 10:00 第4回 地域活動 推進委員会	11
12	13	14 会報誌 「働くよろこび」 第182号発行	15 配分金支払日 10:00 安全就業 パトロール 巡回指導等 (東京しごと財団)	16 9:30 新入会員研修会	17 13:00 第4回 理事会 14:30 設立50周年記念 事業実行委員会	18
19	20 海の日	21 14:00 第5回 広報委員会	22 10:00 第4回 交流促進 委員会	23	24 14:00 第4回 事業委員会	25
26	27 14:00 大人の塗り絵 教室 (会員交流イベント)	28	29	30	31	1

\*日程調整中：第1回臨時入会説明会、就業希望会員の相談会

# スケジュール表

8月

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4 10:00~15:00 Lカフェ 	5	6 国会議事堂見学 (会員交流イベント)	7	8
9	10	11 山の日	12	13 9:30 入会説明会	14 配分金支払日 10:00 第5回 地域活動 推進委員会	15
16	17 14:00 第5回 総務委員会 14:00 第4回 健康安全 促進委員会	18 14:00 第6回 広報委員会	19 13:30 調布FMラジオ 「午後のカフェ テラス」 出演	20 9:30 新入会員研修会	21 14:00 第5回 理事会	22
23	24	25	26 10:00 第5回 交流促進 委員会	27	28 14:00 第5回 事業委員会	29
30	31					

スケジュール表

9月

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。



日	月	火	水	木	金	土
30	31	1 10:00~15:00 Lカフェ ☕ 14:00 第7回 広報委員会	2	3	4	5
6	7 14:00 第6回 総務委員会	8	9	10 9:30 入会説明会	11 10:00 第6回 地域活動 推進委員会	12
13	14	15 配分金支払日 14:00 第8回 広報委員会	16	17 9:30 新入会員研修会 10:00 高齢者向け 就労セミナー (ハローワーク 府中主催)	18 14:00 第6回 理事会	19
20	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24	25 13:30 安全大会 (東京しごと財団 主催) 14:00 第6回 事業委員会	26
27	28	28	30 10:00 第6回 交流促進 委員会	1	2	3

スケジュール表

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。

10月

シルバー人材センター事業普及啓発促進月間







日	月	火	水	木	金	土
27	28	28	30	1 10:00~15:00 Lカフェ 	2	3
4	5 14:00 第7回 総務委員会	6 会報誌 「働くよろこび」 第183号発行	7	8 9:30 入会説明会 10:00 第7回 地域活動 推進委員会	9 10:00 中部地区 地区全員交流会 	10
11	12 スポーツの日	13 14:00 第9回 広報委員会 14:00 第5回 健康安全 促進委員会	14	15 配分金支払日 9:30 新入会員研修会	16 13:00 第7回 理事会 14:30 設立50周年記念 事業実行委員会	17 シルバー 人材センター の日
18	19	20	21 13:30 調布FMラジオ 「午後のカフェ テラス」 出演	22	23 14:00 第7回 事業委員会	24 10:00 環境フェア & 緑と花の祭典
25	26	27	28 10:00 第7回 交流促進 委員会	29	30	31

\*日程調整中：就業希望会員の相談会

スケジュール表

11月

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
1	2 10:00~15:00 Lカフェ 	3 文化の日	4	5	6	7
8	9 多摩川 クリーン作戦  14:00 第8回 総務委員会	10 14:00 第10回広報委員会	11 10:00 第8回 地域活動 推進委員会	12 9:30 入会説明会 10:00 東部地区 地区全員交流会 	13 配分金支払日 10:00 西部地区 地区全員交流会 	14
15	16	17	18	19 9:30 新入会員研修会 10:00 南部地区 地区全員交流会 	20 14:00 第8回 理事会	21
22	23 勤労感謝の日	24 14:00 第11回広報委員会	25 10:00 第8回 交流促進 委員会	26	27 14:00 第8回 事業委員会	28 10:00 野川クリーン作戦 
29	30	1	2	3	4	5







\*日程調整中：野川クリーン作戦、第2回臨時入会説明会、役員視察研修

スケジュール表

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。

12月


第2回安全就業強化月間

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1 10:00~15:00 Lカフェ   14:00 北部地区 地区全員交流会 	2	3	4	5
6	7 14:00 第9回 総務委員会	8 14:00 第6回 健康安全 促進委員会	9	10 9:30 入会説明会	11 10:00 第9回 地域活動 推進委員会  13:30 調布FMラジオ 「午後のカフェ テラス」 出演	12
13	14	15 配分金支払日  14:00 第12回広報委員会	16	17 9:30 新入会員研修会	18 第4回会員文化祭   14:00 第9回 理事会	19 第4回会員文化祭 
20 第4回会員文化祭 	21 第4回会員文化祭 	22	23 10:00 第9回 交流促進 委員会	24	25 14:00 第9回 事業委員会	26
27	28	29	30	31	1 元日	2

スケジュール表

1月

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1 元日	2
3	4	5	6	7	8	9
	14:00 第10回総務委員会		10:00~15:00 Lカフェ 		10:00 第10回 地域活動 推進委員会	
10	11 成人の日	12	13	14	15	16
		14:00 第13回広報委員会  14:00 第7回 健康安全 促進委員会	会報誌 「働くよろこび」 第184号発行	9:30 入会説明会		
17	18	19	20	21	22	23
			配分金支払日	9:30 新入会員研修会		
					13:00 第7回 理事会  14:30 設立50周年記念 事業実行委員会	
24	25	26	27	28	29	30
		調布市 シルバー人材 センター 設立49年 設立50年まで あと1年	10:00 第10回 交流促進 委員会			
31					14:00 第10回事業委員会	

\*日程調整中：就業希望調査(アンケート等)、就業希望会員の相談会

スケジュール表

2月

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
31	1 10:00~15:00 Lカフェ ☕	2	3	4	5	6
7	8 14:00 第11回総務委員会	9 14:00 第14回広報委員会 14:00 第8回 健康安全 促進委員会	10 9:30 入会説明会	11 建国記念の日	12 10:00 第11回 地域活動 推進委員会	13
14	15 配分金支払日	16	17	18 9:30 新入会員研修会 10:00 高齢者向け 就労セミナー (ハローワーク 府中主催)	19 14:00 第11回 理事会	20
21	22 13:30 調布FMラジオ 「午後のカフェ テラス」 出演	23 天皇誕生日	24 10:00 第11回 交流促進 委員会 14:00 第15回広報委員会	25	26 14:00 第11回事業委員会	27
28	1	2	3	4	5	6

# スケジュール表

令和8年5月20日現在。都合により変更になる場合があります。						3月
日	月	火	水	木	金	土
28	1 10:00~15:00 Lカフェ ☕	2	3	4	5	6
7	8 14:00 第12回総務委員会	9 14:00 第16回広報委員会	10	11 9:30 入会説明会	12 10:00 第12回 地域活動 推進委員会	13
14	15 配分金支払日	16	17	18 9:30 新入会員研修会	19 14:00 第12回 理事会	20
21 春分の日	22 振替休日	23	24 10:00 第12回 交流促進 委員会	25	26 14:00 第12回事業委員会	27
28	29	30	31	1	2	3

# 公益社団法人調布市シルバー人材センター 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人調布市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都調布市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第3章 会 員

(センターの構成員)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者
  - ア 調布市に居住する、原則として60歳以上の健康な者
  - イ 働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を活用し、生きがいの充実や社会参加等を希望する者
- (2) 特別会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している個人で、会長が推薦し理事

会の承認を得た者

(3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、その事業に協力する、理事会が承認をした個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費の負担)

第7条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 正特会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款その他規則に違反したとき。
- (2) センターの名譽をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員は、正当な事由がある場合には、理事会の決議で除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。ただし、特別会員及び賛助会員については、第1号に該当することとなったときは、この限りでない。

- (1) 調布市に居住しなくなったとき。
- (2) 失踪宣告を受けたとき又は死亡したとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。
- (4) 正特会員全員の同意があったとき。
- (5) 1年以上会費を滞納したとき。
- (6) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号から第5号に該当する者である場合

(抛出金品の不返還)

第11条 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入したその会費その他の金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正特会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 総会の運営に関する事項は、法令及び定款の定めによるもののほか、総会議事運営規則によるものとする。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

- 2 正特会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正特会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、その請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日から2週間前までに、正特会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正特会員の中から選任するものとし、選任まで又は選任されない場合には、これを会長が務めるものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正特会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正特会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 正特会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わな

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正特会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の出席した正特会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正特会員は、代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正特会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正特会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第22条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長及び1名を常務理事とする。ただし、常務理事は、事務局長を兼ねることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。ただし、理事及び監事のうち各1名以上は正特会員以外の者から選任しなければならない。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4 常務理事は、センターの常務を処理する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、代表理事の職にある理事の再任は 3 期までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第 2 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議において別に定める。

(役員損害賠償責任の免除)

第 29 条 センターは、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

## 第 6 章 名誉会長及び顧問等

(名誉会長及び顧問等)

第 30 条 センターには、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、一般社団・財団法人法上の役員ではなくセンターに対して何らの権限を有しないが、会長の諮問に応え、会長に対し、参考意見を述べることができる。

3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 センターには、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長とする。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 37 条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て定める。

2 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の管理は、別途理事会で定める手続による。

3 公益充実資金の管理は、別途理事会で定める手続による。

(事業年度)

第 38 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 会長は、センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を毎事業年度の開始の日の前日までに作成して理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 (削除)

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第43条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 センターの公告は、電子公告を使用する方法による。

2 やむを得ない事由により、電子公告を使用する方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 情報公開等

(情報公開等)

第47条 センターは、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

## 第12章 事務局

(事務局)

第48条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

## 第13章 雑則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記をし、公益法人の設立の登記をしたときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 センターの最初の代表理事は、川上泰及び渡邊由一とする。

4 センターの最初の業務執行理事は、竹山修とする。

附則

この定款は、平成24年6月21日から施行する。

附則

この定款は、令和3年6月22日から施行する。

附則

この定款は、令和4年6月16日から施行する。

附 則

(施行期日) この定款は、令和7年6月16日から施行する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もつて高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（中略）

### （基本的理念）

第三条 高年齢者等は、その職業生活の全期間を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるように配慮されるものとする。

2 労働者は、高齢期における職業生活の充実のため、自ら進んで、高齢期における職業生活の設計を行い、その設計に基づき、その能力の開発及び向上並びにその健康の保持及び増進に努めるものとする。

## 第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保

### （国及び地方公共団体の講ずる措置）

第三十六条 国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第一項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第六章 シルバー人材センター等

### 第一節 シルバー人材センター

#### （指定等）

第三十七条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第三十九条及び第四十四条において同じ。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつた

ときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。)については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）を二以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。

3 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、シルバー人材センターの名称及び住所、事務所の所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならない。

4 シルバー人材センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務等）

第三十八条 シルバー人材センターは、前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

二 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。

三 高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務を行うこと。

2 シルバー人材センターは、職業安定法第三十条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第二号の業務として、有料の職業紹介事業を行うことができる。

（中略）

5 シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第一項第四号の業務として、その構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業（以下「労働者派遣事業」という。）を行うことができる。

（中略）

（業務拡大に係る業種及び職種の指定等）

第三十九条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者

の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況、同項第二号及び第四号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。）と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一 当該指定に係る市町村の長

二 当該指定に係るシルバー人材センター

三 指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業若しくは労働者派遣事業又はこれらと同種の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者を代表する者

四 当該指定に係る市町村の区域の労働者を代表する者

3 都道府県知事は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、当該指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域を公示しなければならない。

5 第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第二項の規定により有料の職業紹介事業（就業の場所が当該市町村の区域内にある求人に係るものに限る。）を行う場合における同条第一項第二号の規定の適用については、同号中「軽易な業務」とあるのは、「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

6 第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第五項の規定により労働者派遣事業（派遣就業（労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。）の場所が当該市町村の区域内にある場合に限る。）を行う場合における前条第一項第四号の規定の適用については、同号中「及びその他の軽易な業務」とあるのは、「並びにその他の軽易な業務及びその能力を活用して行う業務」とする。

（中略）

（事業計画等）

**第四十一条** シルバー人材センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**2** シルバー人材センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。



令和8年6月

令和8年度事業計画【参考資料】

編集・発行

公益社団法人調布市シルバー人材センター

〒182-0026 東京都調布市小島町3丁目87番地4

TEL 042-487-9375

